

男鹿市告示第 3 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の収納事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

1 委託先（指定公金事務取扱者）

名 称：株式会社秋田銀行

所在地：秋田県秋田市山王三丁目 2 番 1 号 他 1 2 社

2 委託した公金事務

コンビニエンスストア等における下記委託事務対象の収納事務

委託事務の対象

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 市県民税（普通徴収に限る） | (2) 固定資産税 |
| (3) 国民健康保険税（普通徴収に限る） | (4) 軽自動車税 |
| (5) 介護保険料（普通徴収に限る） | (6) 後期高齢者医療保険料（普通徴収に限る） |
| (7) 市営住宅使用料 | (8) 市営住宅等駐車場使用料 |
| (9) 単独市営住宅使用料 | (10) 単独市営住宅等駐車場使用料 |
| (11) 保育園保育料 | (12) 一時保育保育料 |
| (13) 病後児保育保育料 | (14) 幼稚園預かり保育保育料 |
| (15) 延長保育保育料 | (16) 児童クラブ利用料 |
| (17) 市民ふれあいプラザ使用料 | (18) 公民館使用料 |

- | | |
|---------------|------------------|
| (19) 文化会館使用料 | (20) 法定外公共用財産使用料 |
| (21) 市有土地貸付収入 | (22) 市有建物貸付収入 |
| (23) 奨学基金 | (24) 生活保護費返還金 |

3 委託期間

令和5年4月1日から委託契約終了日まで

4 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
株式会社秋田銀行	秋田県秋田市山王三丁目2番1号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
KDDI 株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
株式会社NTT ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号